



**Q** 私の会社では  
時間外・休日労働時間数に関係なく、  
毎月一定額の残業代が  
支払われます。仕事の  
%

繁忙があり、忙しい月にはその額では足りないように思うのですが、このような支払いは良いのでしょうか。

**A** 労働基準法では、使用者が労働者に時間外労働を行

わせた場合、通常労働時間の賃金計算額の25%以上、休日労働は35

## 定額制の残業代

%以上、深夜労働は25%以上の率で計算した割増賃金を支払うよう規定しています。

質問のような支払い方は、即違法ではありませんが、適法であるためには、支払われる一定額が毎月実際に残業した時間数を基に計算した額と同額以上である必要があります。

定額払いが適正な範囲にあるかどうかを確認するためには、使用者は労働者の労働時間を正確に把握しなければなりません。

厚生労働省では「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を示し、使用者に適正把握を求めています。

ガイドラインでは、労働時間の把握は原則①使用者自らが確認する②タイムカードやICカードなどの記録により確認することとされています。やむを得ず自己申告制による場合には▽制度の内容を労働者に十分に説明する▽申告時間と実際の残業時間に隔たりがないか実態調査をする▽申告時間の上限を設けないことなどを求めています。

実際の時間外・休日労働時間数を基に計算した額が、毎月支払われる一定額を超えた場合、使用者はその差額分を別途支払う必要があります。